

業務請負請書（案）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿農政局 志知 雄一 殿

住 所

氏 名

印

- 1 業務名 令和8年度近畿農政局生花等装飾業務
- 2 請負代金額 ¥ _____
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥ _____
- 3 履行場所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局
- 4 履行期限 着手 令和 年 月 日 から
完了 令和9年3月31日 まで

上記業務をお請けすることについては、次の条項を厳守のうえ履行いたします。

条 項

第1条 別添の仕様書に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の履行期間内に業務を完了いたします。

第2条 業務の履行に当っては、貴官の選定した監督員の指示に従います。

第3条 履行期間内に契約の履行を行わない場合（天災その他不可抗力の理由に

よる場合を除く。)は、履行期限の翌日から起算して履行完了の日(契約を解除したときは、解除の日)の日数に応じて、当該請負代金額から既済部分に対する請負代金相当額を控除した額(税込み)に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を、遅滞金として納入します。

第4条 この業務が完了したときは、直ちに届け出て、貴官の選定した検査員の検査を受け合格と認められたときをもって、履行の完了といたします。

この検査に要する費用は当方において負担します。

2 前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して再検査を受けます。

第5条 請負代金の支払は、当方の適法な支払請求書を受領された日から30日以内にお支払下さい。

第6条 この契約において、次の各号の一に該当するときは契約を解除されても異議はございません。また、第四号から第八号までに該当するときは、何らの催告も必要としません。

一 この契約に違反し、又は正当な理由なく義務を履行しないとき

二 この契約の履行について、当方若しくはその代理人、又は使用人等に不正の行為があったとき

三 契約の解除を申し出たとき

前各号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として請負代金額の100分の10に相当する額を納入いたします。

ただし、天災地変等やむを得ない理由により契約の解除を申請した場合は、この契約の全部又は一部の解除を認められるようお願いいたします。

四 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

五 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

六 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

七 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

八 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第7条 この契約において、次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告無く契約を解除されても異議はございません。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第8条 第6条第四号から第八号及び第7条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 第6条第四号から第八号及び第7条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。））としないことを確約します。

第9条 契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにします。

2 再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除されても異議はございません。

第10条 第6条、第7条及び前条第2項の規定により、本契約を解除された場合は、これにより生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しません。

2 第6条、第7条及び前条第2項の規定により、本契約を解除された場合において貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

第11条 自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

第12条 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令350号）第1条の2に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないでこの契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継することは絶対にいたしません。

2 信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官の対価の支払による弁済の効力は、貴官が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第13条 この契約履行上知りえた秘密は、第三者に漏らしません。

第14条 この契約により当方が納入する遅滞金および違約金があるときは、貴官の選択により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収を要求されても異存ありません。

第15条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議の上、定めることといたします。